

労災センターに加入するにあたり作業に従事する際には必ず下記を一読の上、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）、労働安全衛生法・規則の関係条項を遵守し、安全衛生には注意してください。更新時も同様とする。

1. 労災保険の補償開始日は、組合が管轄労働基準監督署(以下「労基署」)へ申請を提出した翌日からとなる
2. 組合は以下に該当する場合は入会のお申し込みをお断りさせていただくことがある。  
(ア) 入会の意図が社会的、倫理的見地から鑑みて不当または労災保険給付の不正受給などであると思われる場合  
(イ) その他、組合が入会希望者を組合員とすることを不適当と判断する場合。
3. 費用の払込は原則として年1回とする。ただし、労災保険料については3回以下の分割による納入の認めることがある。その場合は、原則として別途組合が定める分割のための手数料を組合費と同時に納入する必要がある。なお、分割手数料は年額1,000円以下とする（口座振替の場合を除く）
4. 労基署への申請手続は、保険料等の入金を確認した後に開始する。保険料等をご希望の労災保険の補償開始日の2営業日前までに指定した口座に指定金額の全額を振り込むものとする。支払いがないときは、加入意思がないものとして加入手続を中止する。
5. 加入手続中止後にご入金があった場合、再度加入を希望の場合は加入手続が遅延する場合がある。その場合の遅延によって発生する損害等に関して、組合は一切の責任を負わない。
6. 加入希望者は、加入申込書に自動車運転免許証、国民健康保険被保険者証または住民票の写し等本人及び現住所確認の可能な公的証明書類の写しを添付して加入申込をしなければならない。
7. 組合は、加入時及び更新時に入手した組合員の個人情報を個人情報取扱規程に準じて適正に処理する。
8. 労災保険に特別加入できる業務の範囲は土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業とし、加入時又は更新時に当該業務以外の業務で加入又は更新の申し込みがあった場合はその部分においてのみ無効又は取消となります。組合員は加入申込書、更新申込書、加入証明書、組合員証等で加入している業務内容を確認する必要がある。
9. 組合員は、組合の定める給付基礎日額(以下「日額」という。)以外の日額には変更できない。
10. 年度更新の意思確認は、毎年1月以降に組合より組合員又は組合員が指定する代理人宛に郵送等にて行います。組合員は、指定期日までに文書による意思確認、保険料等の納付を完了しなければならない。意思確認及び保険料等の納付が確認できないときは、年度末に脱退する意思表示と見なして、年度末をもって脱退とすることがある。
11. 組合は組合員全員に組合員証を、また希望者には加入証明書を発行する。組合員証及び加入証明書には氏名、住所、生年月日、給付基礎日額、業務内容、有効期間を記載する。ただし健康診断の受診義務がある組合員については労働局からの承認後の発行とする。下記13により脱退又は加入取り消しとなった場合にはその脱退日にさかのぼって脱退となるか、又は加入取り消しとする。なお、この場合組合は下記21により一切の責任を負わない。
12. 組合員が脱退等を希望するときは、事前に必ず組合に連絡しなくてはならない。連絡がない場合は、脱退等手続完了日までの保険料等が発生し、組合員はそれを支払う義務がある。
13. 以下のいずれかに該当する場合は、組合員の合意なしに理事会の判断によって脱退又は加入取り消しや更新取り消し手続を取ることもある。  
(ア) 組合指定のお振り込み期日までにご入金（決済）がないとき  
(イ) 組合員が指定した連絡先に連絡が取れないとき  
(ウ) 日本国内外を問わず法令に違反し、組合の組合員としてふさわしくないと判断したとき  
(エ) 組合の名譽を毀損したとき  
(オ) 特定業務に該当する方で健康診断受診義務のある組合員の方が、組合が通知した健康診断受診期間内に正当な理由なく健康診断を受診しないとき
14. 以下に該当した場合は速やかに組合までご連絡ください。連絡がない場合は、労災保険の給付を受けることが出来ない等の不利益を被ることがあります。本人が連絡できない状態のときは、代理人が対応することも認める。  
(ア) 年間100日間以上従業員を雇い入れている、または雇い入れる予定がある場合（パート・アルバイトを含む）  
(イ) 業種を変更したとき又は建設業でなくなったとき  
(ウ) 住所・氏名や連絡先を変更したとき  
(エ) 業務上または通勤上において、怪我をしたとき、死亡したとき、
15. 当組合が定める管轄を超えて住所を変更する場合は一旦脱退とし、変更後を管轄する団体で再度加入の手続きをするものとする。その際、入会金及び組合費が発生する。
16. 労災保険の給付は労災保険法に基づき労基署が認定した基準による。
17. 業務災害として認められる範囲は請負契約に直接必要な行為を行う場合、請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合、請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合、請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合、台風や火災などの突発事故等による予定外の緊急出勤の途上とし、通勤災害として認められる範囲は一般の労働者と同様。
18. 組合に届け出た業務及び作業内容以外の作業に従事しているとき、又は上記17に定める請負契約以外の契約に従事しているときに被った災害に関しては労災保険の対象外となる場合がある。具体的な認定基準及び給付は労災保険法に基づき労基署が認定した基準による。
19. 組合員が年度途中で脱退等をしたときは、未経過分の保険料のみ返金する。ただし、入会金及び組合費は返金しない。なお、振入手料は組合員負担とする。
20. 組合は労災保険に係わる運営事務及び費用収納業務の一部を一般社団法人労災センターに委託する。
21. 加入予定者及び組合員は、規約等を遵守し、規約等の執行により被った損害等に関し、いかなる名目においても組合に損害等を請求できない。また組合は規約の執行により加入予定者、組合員に生じる如何なる損害等に関しても一切責任を負わない。
22. 労災保険率改定があった場合、保険料等の内訳、金額等が変更されることがある。
23. 組合は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第6条第21頁第4号に定める区域内に所在地を有する建設業の自営業者を第1種組合員とし、組合の設立及びその運営に多大な貢献をし、または組合の業務に精通した者を第2種組合員とする。また、組合の事業に賛助する者として法人組合員がある。
24. 代議員の選出は第2種組合員の候補又は協議による。代議員が所定の定数に満たない時は理事長が代議員を兼務又は理事会の決議を経て理事長に一任とする。
25. 組合規約、災害防止規程等の労災センターの規約等は代議員会に諮り変更する。
26. 組合の運営にかかる事項（総会、諸会議における議決事項を含む）については組合が選出した代議員に委任するものとする。